

送信日時: 2009/04/25

情報種別: 渡航情報(スポット)

メキシコ: H1N1 亜型由来豚インフルエンザの発生について(注意喚起: その2)

- ※ 本情報は、海外に渡航・滞在される方が自分自身の判断で安全を確保するための参考情報です。本情報が発出されていないからといって、安全が保証されるというものではありません。
- ※ 本情報は、法令上の強制力をもって、個人の渡航や旅行会社による主催旅行を禁止したり、退避を命令するものでもありません。
- ※ 海外では「自分の身は自分で守る」との心構えをもって、渡航・滞在の目的に合わせた情報収集や安全対策に努めてください。

1. 4月25日現在、メキシコにおいてインフルエンザと似た症状を示す比較的重い呼吸器疾患が流行しています。メキシコ厚生大臣は記者会見で、これまでメキシコ全国で1,004人の症例があり、4月23日までに68人が死亡(うち、20人の死因がインフルエンザであることを確認済み)していること及び以下の対策をとったことを発表しました。なお、死亡した20人の地域別内訳は、メキシコ市13人、サン・ルイス・ポトシ州4人、バハ・カリフォルニア州2人、オアハカ州1人とされています。

- (1)メキシコ政府は100万人分の抗インフルエンザウイルス薬を備蓄しており、インフルエンザと診断された患者に投与する。
- (2)マスクの配布を開始する。
- (3)豚肉を摂取してもウイルス感染はしない。
- (4)週末も病院での診察が可能となるようにした。
- (5)メキシコ市では、公的行事、宗教行事、サッカーの試合等、多くの人が集まる行事を中止した。

また、WHOによれば、メキシコにおける症例は、動物のインフルエンザウイルスが人に感染した症例であること、地理的に離れた場所で流行が広がっていること、通常みられない年齢層が罹患していること等から、これらの事例は非常に危惧される事例です。

2. つきましては、メキシコに渡航を予定されている方は、報道等より現地の最新情報の入手に努めつつ、事態が沈静化するまでの間、渡航の是非について検討してください。また、メキシコに滞在されている方は以下の点に留意し、衛生管理及び感染予防に努めてください。

- (1)十分な水・食糧の備蓄を行い、不要不急の外出は控える。
- (2)外出する際は人混みを避ける。また、咳やくしゃみ等による感染を防ぐため、マスクを着用する。
- (3)積極的に手洗いやうがいを行う。

(4)発熱や咳などインフルエンザと似た症状がみられた場合には、迷わず現地の医療機関の診療を受ける。

3. 4月24日より、メキシコ市国際空港において、出国者に対して健康申告書の提出を義務づけています。
4. また、帰国時に高熱、咳症状がみられる場合には検疫所の健康相談室にお申し出ください(帰宅後に同様の症状が現れた場合には、最寄りの保健所に相談し、感染地域に渡航していた旨をお知らせください。)

(問い合わせ先)

- 外務省領事局政策課(海外医療情報)
電話:(代表)03-3580-3311(内線)2850
- 外務省領事局海外邦人安全課
電話:(代表)03-3580-3311(内線)5140
- 外務省海外安全相談センター
電話:(代表)03-3580-3311(内線)2902
- 外務省ホームページ:<http://www.anzen.mofa.go.jp/>
携帯版:<http://www.anzen.mofa.go.jp/i/>
- 在メキシコ日本国大使館
所在地:Paseo de la Reforma No.395, Col. Cuauhtemoc,
06500 Mexico, D.F., Mexico
電話:(52-55)5211-0028
FAX:(52-55)5207-7743
- 鳥インフルエンザに関する情報(厚生労働省)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/index.html>
- 海外渡航者のための感染症情報(厚生労働省検疫所)
<http://www.forth.go.jp/>
- 高病原性鳥インフルエンザ(国立感染症研究所感染症情報センター)
http://idsc.nih.gov/disease/avian_influenza/index.html
- 鳥インフルエンザに関する情報(農林水産省)
<http://www.maff.go.jp/tori/index.html>
- Avian influenza(世界保健機関[WHO])
http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/

別添資料 なし